

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月14日
【報告者の氏名又は名称】	プラス株式会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【電話番号】	03(5860)7004
【事務連絡者氏名】	常務取締役コーポレート本部長 岡崎 潤
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	プラス株式会社 (東京都港区虎ノ門四丁目1番28号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、プラス株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、ビズネット株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株券等に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

ビズネット株式会社

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

新株予約権

平成15年8月6日開催の対象者第31回定時株主総会及び平成15年12月9日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）

(3)【公開買付期間】

平成24年5月1日（火曜日）から平成24年6月13日（水曜日）まで（30営業日）

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

本書提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）においては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（8,542,704株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計（11,287,229株）が買付予定数の下限（8,542,704株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成24年6月14日に報道機関に公表いたしました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	11,283,229（株）	11,283,229（株）
新株予約権証券	4,000	4,000
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券（ ）		
株券等預託証券（ ）		
合計	11,287,229	11,287,229
（潜在株券等の数の合計）		（4,000）

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	21,099
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	4
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	0
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年2月20日現在)(個)(g)	22,092
買付け等後における株券等所有割合 $((a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100)$ (%)	93.49

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(d)」は、各特別関係者が所有する株券等(ただし、対象者が所有する自己株式及び特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者が保有する株式は除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年2月20日現在)(個)(g)」は、対象者が平成24年4月4日に提出した第40期第3四半期報告書に記載された平成24年2月20日現在の総株主等の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式及び本新株予約権も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、(a)対象者の上記第3四半期報告書に記載された平成24年2月20日現在の発行済株式総数(22,318,000株)から、同四半期報告書に記載された平成24年2月20日現在の対象者が保有する自己株式数(58,344株)を控除した株式数(22,259,656株)に、(b)(i)対象者が平成23年8月8日に提出した第39期有価証券報告書に記載された平成23年5月20日現在の本新株予約権の数(3,130個)に、()平成23年5月20日から平成24年2月20日までの変更(対象者によれば、平成23年5月20日から平成24年2月20日までに、本新株予約権は30個消滅しているとのことです。)を反映した新株予約権の数(3,100個)の目的となる対象者の普通株式の数の最大数(310,000株)を加えた株式数(22,569,656株)に係る議決権の数(22,569個)を分母として計算しています。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。